

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 6 月 8 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2 件
厚生年金保険関係	2 件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1 件
国民年金保険関係	1 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500361 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600018 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 16 年 8 月 11 日の標準賞与額を 20 万円、同年 12 月 20 日及び平成 17 年 8 月 10 日の標準賞与額を 19 万 5,000 円、平成 18 年 8 月 11 日の標準賞与額を 19 万 1,000 円、平成 19 年 8 月 10 日の標準賞与額を 18 万 6,000 円、同年 12 月 27 日の標準賞与額を 2 万円から 18 万 2,000 円、平成 20 年 8 月 12 日の標準賞与額を 18 万 2,000 円、同年 12 月 26 日及び平成 21 年 8 月 21 日の標準賞与額を 17 万 7,000 円、平成 23 年 12 月 29 日の標準賞与額を 9 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 8 月 11 日、同年 12 月 20 日、平成 17 年 8 月 10 日、平成 18 年 8 月 11 日、平成 19 年 8 月 10 日、同年 12 月 27 日、平成 20 年 8 月 12 日、同年 12 月 26 日、平成 21 年 8 月 21 日及び平成 23 年 12 月 29 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 8 月 11 日、同年 12 月 20 日、平成 17 年 8 月 10 日、平成 18 年 8 月 11 日、平成 19 年 8 月 10 日、平成 20 年 8 月 12 日、同年 12 月 26 日、平成 21 年 8 月 21 日及び平成 23 年 12 月 29 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、事業主は、請求者に係る平成 19 年 12 月 27 日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①平成 16 年 8 月
②平成 16 年 12 月
③平成 17 年 8 月
④平成 18 年 8 月
⑤平成 19 年 8 月
⑥平成 19 年 12 月
⑦平成 20 年 8 月
⑧平成 20 年 12 月
⑨平成 21 年 8 月
⑩平成 23 年 12 月

A 事業所に勤務していた期間について、賞与は振込又は現金で支給されていたが請求期間①から⑤及び請求期間⑦から⑩に係る年金記録がもれている。また、請求期間⑥の賞与については実際に支給された賞与に比べ低い額で記録されているので、事実に基づき年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑩について、請求者が提出した賞与支払明細書及び預金通帳の写し、A事業所の破産管財人が提出した賞与支払明細書（控）、同事業所より経理業務の委託を受けていたとする税理士事務所が提出した所得税源泉徴収簿の写し並びに日本年金機構が提出した同僚の賞与支払明細書の写しにより、請求者は、当該請求期間に、A事業所から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、請求期間については、前述の所得税源泉徴収簿の写し等から、請求期間①の標準賞与額を20万円、請求期間②及び③の標準賞与額を19万5,000円、請求期間④の標準賞与額を19万1,000円、請求期間⑤の標準賞与額を18万6,000円、請求期間⑥及び⑦の標準賞与額を18万2,000円、請求期間⑧及び⑨の標準賞与額を17万7,000円、請求期間⑩の標準賞与額を9万6,000円とすることが妥当である。

また、賞与の支給年月日については、前述の預金通帳の写しにより確認できる賞与の振込日の記録、所得税源泉徴収簿の写し等から、請求期間①は平成16年8月11日、請求期間②は同年12月20日、請求期間③は平成17年8月10日、請求期間④は平成18年8月11日、請求期間⑤は平成19年8月10日、請求期間⑦は平成20年8月12日、請求期間⑧は同年12月26日、請求期間⑨は平成21年8月21日、請求期間⑩は平成23年12月29日とすることが妥当である。請求期間⑥について、オンライン記録によれば平成19年12月27日に請求者に2万円の賞与が支給された記録が確認できること、日本年金機構が提出した当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届によれば、事業主が同日に請求者に2万円の賞与を支給したとして届け出ていることが確認できること、及び前述の所得税源泉徴収簿の写しから、当該期間に係る賞与支給年月日は平成19年12月27日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は、全ての請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについて不明と回答しているところ、平成16年8月11日、同年12月20日、平成17年8月10日、平成18年8月11日、平成19年8月10日、平成20年8月12日、同年12月26日、平成21年8月21日及び平成23年12月29日についてはこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

平成19年12月27日については、前述の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届によると事業主は、同日に請求者に2万円の賞与を支給した旨の届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500362 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600019 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 16 年 8 月 11 日の標準賞与額を 20 万円、同年 12 月 20 日及び平成 17 年 8 月 10 日の標準賞与額を 19 万 5,000 円、平成 18 年 8 月 11 日の標準賞与額を 19 万 1,000 円、平成 19 年 8 月 10 日の標準賞与額を 18 万 6,000 円、同年 12 月 27 日の標準賞与額を 2 万円から 18 万 2,000 円、平成 20 年 8 月 12 日の標準賞与額を 18 万 2,000 円、同年 12 月 25 日及び平成 21 年 8 月 21 日の標準賞与額を 17 万 7,000 円、平成 23 年 12 月 29 日の標準賞与額を 9 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 8 月 11 日、同年 12 月 20 日、平成 17 年 8 月 10 日、平成 18 年 8 月 11 日、平成 19 年 8 月 10 日、同年 12 月 27 日、平成 20 年 8 月 12 日、同年 12 月 25 日、平成 21 年 8 月 21 日及び平成 23 年 12 月 29 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 8 月 11 日、同年 12 月 20 日、平成 17 年 8 月 10 日、平成 18 年 8 月 11 日、平成 19 年 8 月 10 日、平成 20 年 8 月 12 日、同年 12 月 25 日、平成 21 年 8 月 21 日及び平成 23 年 12 月 29 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、事業主は、請求者に係る平成 19 年 12 月 27 日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①平成 16 年 8 月
②平成 16 年 12 月
③平成 17 年 8 月
④平成 18 年 8 月
⑤平成 19 年 8 月
⑥平成 19 年 12 月
⑦平成 20 年 8 月
⑧平成 20 年 12 月
⑨平成 21 年 8 月
⑩平成 23 年 12 月

A 事業所に勤務していた期間について、賞与は振込又は現金で支給されていたが請求期間①から⑤及び請求期間⑦から⑩に係る年金記録がもれている。また、請求期間⑥の賞与については実際に支給された賞与に比べ低い額で記録されているので、事実に基づき年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑩について、A事業所の破産管財人が提出した賞与支払明細書（控）、同事業所より経理業務の委託を受けていたとする税理士事務所が提出した所得税源泉徴収簿の写し、金融機関が提出した普通預金取引明細表及び流動性預金取引明細表並びに日本年金機構が提出した同僚の賞与支払明細書の写しにより、請求者は、当該請求期間に、A事業所から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、請求期間については、前述の所得税源泉徴収簿の写し等から、請求期間①の標準賞与額を20万円、請求期間②及び③の標準賞与額を19万5,000円、請求期間④の標準賞与額を19万1,000円、請求期間⑤の標準賞与額を18万6,000円、請求期間⑥及び⑦の標準賞与額を18万2,000円、請求期間⑧及び⑨の標準賞与額を17万7,000円、請求期間⑩の標準賞与額を9万6,000円とすることが妥当である。

また、賞与の支給年月日については、前述の普通預金取引明細表及び流動性預金取引明細表により確認できる賞与の振込日の記録、所得税源泉徴収簿の写し等から、請求期間①は平成16年8月11日、請求期間②は同年12月20日、請求期間③は平成17年8月10日、請求期間④は平成18年8月11日、請求期間⑤は平成19年8月10日、請求期間⑦は平成20年8月12日、請求期間⑧は同年12月25日、請求期間⑨は平成21年8月21日、請求期間⑩は平成23年12月29日とすることが妥当である。請求期間⑥について、オンライン記録によれば平成19年12月27日に請求者に2万円の賞与が支給された記録が確認できるところ、日本年金機構が提出した当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届によれば、事業主が同日に請求者に2万円の賞与を支給したとして届け出ていることが確認できること、及び前述の所得税源泉徴収簿の写しから、当該期間に係る賞与支給年月日は平成19年12月27日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は、全ての請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについて不明と回答しているところ、平成16年8月11日、同年12月20日、平成17年8月10日、平成18年8月11日、平成19年8月10日、平成20年8月12日、同年12月25日、平成21年8月21日及び平成23年12月29日についてはこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

平成19年12月27日については、前述の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届によると事業主は、同日に請求者に2万円の賞与を支給した旨の届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500341 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1600008 号

第 1 結論

昭和 50 年 10 月の請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 10 月

昭和 50 年 10 月について、付加保険料を含む国民年金保険料を納付している領収証書を保管しているにもかかわらず、付加保険料について年金記録に反映されていないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は本件請求の根拠として、昭和 50 年 12 月 26 日付けの A 銀行 B 支店現金取扱済印のある国民年金保険料の領収証書を 3 枚提出している。1 枚目は、昭和 50 年度第 3 期 (10. 11. 12 月) の領収証書で、納付額は 3 か月分の付加保険料を含む国民年金保険料額と一致する。2 枚目は、昭和 50 年度 (4 ~ 10 月) の領収証書で、納付額は 7 か月分の国民年金保険料額と一致する。3 枚目は、昭和 50 年度 (11. 12 月) の領収証書で、納付額は 2 か月分の付加保険料を含む国民年金保険料額と一致する。

これらの領収証書により、請求者の請求期間に係る付加保険料が納付されていたことは確認できる。

一方、請求者が請求期間に係る付加保険料を納付するためには、昭和 50 年 10 月 31 日以前に付加保険料の納付申出を行う必要があるところ、請求者が保管する年金手帳によると、同申出日は同年 11 月 25 日と記載されている上、C 市の国民年金被保険者名簿、国の保管する国民年金被保険者台帳及びオンライン記録においても、付加保険料の納付申出月はいずれも同年 11 月と記録されていることから、請求期間は、付加保険料の納付申出前の期間であり、制度上、当該保険料を納付済期間として記録することができない期間であったことが確認できる。

このほか、請求者が昭和 50 年 10 月 31 日以前に請求期間に係る付加保険料の納付申出を行っていたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の同保険料の納付申出がなされていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の請求期間について付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。